

	例	支給額の計算	支給金額
例1	松戸市立小学校1年生で、4月1日から5月30日まで学校を欠席、給食を停止しており、6月1日から給食を再開することになった。	4月・5月の2か月が支給対象月となり、 3,800円×2か月 ※喫食開始の6～7月の期間は、給食費無償化です。	7,600円
例2	松戸市立小学校4年生で、4月1日から6月5日まで学校を欠席、給食を停止しており、6月6日から再開した。	支給対象月は、月すべての給食を停止していることが条件となるため、4月・5月の2か月が支給対象月となり、 4,000円×2か月 ※喫食開始の6～7月の期間は、給食費無償化です。	8,000円
例3	松戸市立小学校5年生で、9月1日から学校を欠席し、給食を停止した。	対象期間外であるため、申請不可。	0円
例4	松戸市立中学校1年生で、4月15日から5月25日まで学校を欠席し、給食を停止した。6月1日から私立学校に転校した。	月単位で算定しており、4月・5月ともにすべての給食を停止していないため、支給対象外となります。 私立学校等の昼食費支援に該当するため、6月・7月の2か月が支給対象月となり、 5,000円×2か月 ※私立学校等就学者の昼食支援が受けられます。ただし申請必要。	10,000円